

(別表第 1)

この小売約款の適用地域

以下の一般ガス導管事業者の供給区域等（詳細は、下記のガス導管事業者の託送供給約款を参照ください）

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 当社の秋田支社エリア | 当社（導管部門） |
| (2) 当社の福島支社エリア | 当社（導管部門） |
| (3) 当社の福島支社平事業所エリア | 当社（導管部門） |
| (4) 当社の茨城支社エリア | 当社（導管部門） |
| (5) 当社の茨城南支社エリア | 当社（導管部門） |
| (6) 当社の茨城南支社守谷事業所エリア | 当社（導管部門） |

(別表第2)

本支管工事費の当社（導管部門）の負担額

(1) ガスメーターの能力別当社（導管部門）負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき 当社の負担する金額
2.5 立方メートル毎時以下	154,250 円
4 立方メートル毎時	246,800
6	370,200
10	617,000
16	987,200
25	1,542,500
40	2,468,000
65	4,010,500
100	6,170,000

(2) (1)以外のガスメーターを設置する場合の当社（導管部門）負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 61,700 円の割合で計算した金額といたします。

(別表第 3)

本支管及び整圧器

	口 径
本 支 管	5 0 mm 8 0 1 0 0 1 5 0 2 0 0 2 5 0 3 0 0 ただし、最高使用圧力が 0.1MPa 以上の導管を用いる場合には、口径 80mm 以上といたします。
整 圧 器	5 0 mm 8 0 1 0 0 1 5 0 2 0 0

(別表第 4)

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、18(9)の規定により算定する使用量

V₁ は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

(別表第 5)

最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備考)

V は、18(12)の規定により算定する使用量

P は、最高圧力をこえて供給する圧力（キロパスカル）

V₁ は、ガスメーターの検針量

(別表第 6)

適用する料金表

1. 秋田支社地区

(1) 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 7 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 7 立方メートルを超え、24 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 24 立方メートルを超え、490 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 D 使用量が 490 立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金及び消費税等相当額の算定方法

① 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は 23 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

② 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

イ 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ロ 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ハ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ニ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から 当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ホ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から 当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ヘ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ト 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

チ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

リ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ヌ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ル 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ヲ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ③ 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切り捨て）。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (3) 料金表 A（消費税等相当額を含みます。）

- ① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	880.00 円
--------------------	----------

- ② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	168.06 円
-------------	----------

- ③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

- (4) 料金表 B（消費税等相当額を含みます。）

- ① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	913.00 円
--------------------	----------

- ② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	163.34 円
-------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(5) 料金表 C (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1,377.20 円
--------------------	------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	144.01 円
-------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(6) 料金表 D (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	4,950.00 円
--------------------	------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	136.71 円
-------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

2. 福島支社、茨城支社、茨城南支社地区

(1) 適用区分

料金表A 使用量が 0 立方メートルから 24 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が 24 立方メートルを超え、102 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が 102 立方メートルを超え、501 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が 501 立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金及び消費税等相当額の算定方法

① 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は 23 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

② 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

イ 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ロ 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ハ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ニ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から 当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ホ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から 当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ヘ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ト 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

チ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

リ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ヌ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ル 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ヲ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ③ 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切り捨て）。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (3) 料金表 A（消費税等相当額を含みます。）

- ① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	913.00 円
--------------------	----------

- ② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	208.10 円
-------------	----------

- ③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

- (4) 料金表 B（消費税等相当額を含みます。）

- ① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1,193.50 円
--------------------	------------

- ② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	196.41 円
-------------	----------

- ③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位

料金といたします。

(5) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1,468.50 円
--------------------	------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	193.72 円
-------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(6) 料金表D (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	6,383.63 円
--------------------	------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	183.92 円
-------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(別表第 7)

料金の日割計算 (1)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 6 の料金表 A、料金表 B、料金表 C 又は料金表 D の適用区分は、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 / 30

(備考)

- ① 基本料金は、別表第 6 の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第 6 の料金表における基準単位料金又は 23 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 6 における適用基準と同様といたします。

(別表第 8)

料金の日割計算 (2)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 6 の料金表 A、料金表 B、料金表 C 又は料金表 D の適用区分は、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した 1 か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備考)

- ① 基本料金は、別表第 6 の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。
ただし、31 日以上の場合は 30
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第 6 の料金表における基準単位料金又は 23 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 6 における適用基準と同様といたします。

(別表第 9)

標準熱量より 2 パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

(備考)

- D は、24(3) の規定により算定する金額
- F は、22 の規定により算定した従量料金
- C は、34(2) に規定する標準熱量
- A は、ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

(別表第 10)

燃焼速度・ウォツベ指数

(1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。

$$[算式] \quad MCP = \Sigma (S_i f_i A_i) / \Sigma (f_i A_i) \times (1-K)$$

MCP は、燃焼速度

S_i は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

f_i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

A_i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

K は、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\Sigma A_i}{\Sigma (\alpha_i A_i)} \left[\frac{2.5CO_2 + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \left(\frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right)^2 \right]$$

α_i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO_2 は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N_2 は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O_2 は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピル	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
S_i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f_i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α_i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

(2) ウォツベ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいいます。

$$[算式] \quad WI = H / \sqrt{a}$$

WI = ウォツベ指数

a = ガスの空気に対する比重

H = ガスの熱量（メガジュール）

(3) 燃焼性の類別は、燃焼速度、ウォッベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の類別	ガスグループ	ウォッベ指数 (W I)		燃焼速度 (M C P)	
		最小値	最大値	最小値	最大値
13A	13A	52.7	57.8	35	47